

お知らせ

2020年2月14日
九州電力株式会社**玄海原子力発電所3，4号機の特定重大事故等対処施設に係る
工事計画認可申請書の補正書を提出しました**

— 「新たに設置する建屋等」に係る申請について記載の適正化を実施 —

当社は、玄海原子力発電所3，4号機の特定重大事故等対処施設の工事計画認可申請を3分割で行うこととしており、このうち、2分割目「新たに設置する建屋等」に係る申請について、これまでの国の審査内容を反映し、本日、原子力規制委員会へ補正書を提出しました。

【主な補正内容】

○記載の適正化

当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性及び信頼性向上に取り組んでまいります。

(参考)

○特定重大事故等対処施設設置工事を効率的に行うことを目的として、工事計画認可申請の手続きを「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の3つに分割しています。

○玄海原子力発電所3，4号機の特定重大事故等対処施設に係る申請状況

	玄海3号機	玄海4号機
原子炉補助建屋等に設置する設備	(申請)2019. 5. 16 (認可)2019. 11. 28	(申請)2019. 6. 18 (認可)2019. 11. 28
<u>新たに設置する建屋等</u>	(申請)2019. 9. 19 (補正)2020. 1. 10 2020. 2. 14(今回)	(申請)2019. 9. 19 (補正)2020. 1. 10 2020. 2. 14(今回)
新たに設置する設備等	(申請)2020. 1. 17	(申請)2020. 1. 17

以上